

～ 適用除外 ～

- 販売代理店は、電気通信役務の勧誘に先立って、①「自己の氏名又は名称」②「当該勧誘に係る電気通信役務を提供する電気通信事業者の氏名又は名称」③「勧誘である旨」を告げる必要があります。
- 総務省令において定める適用除外は、販売形態ごとにそれぞれ次のとおりです。
 - ・ **店舗販売の場合：**
「自己の氏名又は名称」については明らかであるため告げる必要はない。
 - ・ **電話勧誘、訪問販売及び通信販売の場合：**
別件(他の勧誘や修理申込み等)に引き続き勧誘を行う場合で、既に「自己の氏名又は名称」を告げており、利用者が既に認識できている場合には、改めて告げる必要はない。

初回の電気通信役務の勧誘

- ① 自己の氏名又は名称
- ② 当該勧誘に係る電気通信役務を提供する電気通信事業者の氏名又は名称
- ③ 勧誘である旨

店舗販売

×

○

○

【総務省令による適用除外】

別件に続く電気通信役務の勧誘

- ① 自己の氏名又は名称
- ② 当該勧誘に係る電気通信役務を提供する電気通信事業者の氏名又は名称
- ③ 勧誘である旨

電話勧誘
訪問販売
通信販売

○

○

○

【総務省令による適用除外】